

2025年2月14日 全5頁

# 経営統合のための持株会社化

～共同株式移転の事例から考える～

コーポレート・アドバイザー一部 主任コンサルタント 真木 和久

## [要約]

- ここ2年（2023年度～2024年度）も、それまでの期間と変わらず、「持株会社化」を決定した会社が多数あった。「持株会社化」といっても、「経営統合のための持株会社化」と「グループ内再編」の二つがある。本稿においては、「経営統合のための持株会社化」に焦点をあてて、共同株式移転スキームについて解説する。
- 「経営統合のための持株会社化の事例」として、独立系半導体商社大手のリョーサン菱洋ホールディングス、不動産のタスキホールディングス、分析機器・半導体関連を手がけるジーエルテクノホールディングスの3例を挙げる。いずれも、共同株式移転の方式により、持株会社体制に移行した。
- 「共同持株移転」は、特有の留意事項があるものの、使い勝手が良いことから、経営統合スキームとして、今後も引き続き採用する会社は増えていくのではないだろうか。

昨年末、本田技研工業と日産自動車が、経営統合に向けた検討に関する基本合意を締結したと公表した。2026年8月を目途に、共同持株会社設立（共同株式移転）を行うとのことであったが、経営統合協議の打ち切りとの報道がなされた（2025年2月13日）。こうしたこともあり、「経営統合のための持株会社化」が再度、注目を集めている。本稿においては、ここ2年（2023年4月～2025年1月）において、「経営統合のための持株会社化」を行った事例に焦点をあて、それらの背景について考えてみたい（「持株会社化」には、他に「グループ内再編」の類型がある）。

## 1. 共同株式移転とは

経営統合の方法として、通常行われるのが、買収（株式取得等）、合併、共同持株会社化（共同株式移転等）である。

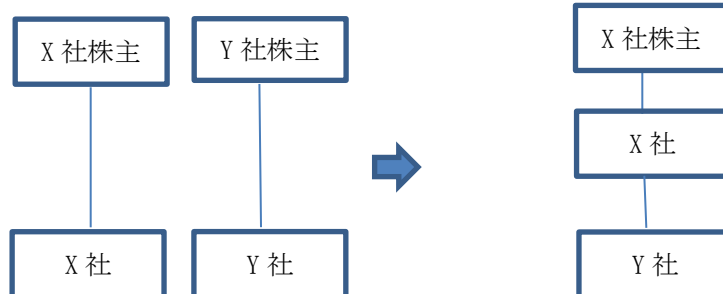
買収の代表的な例としては、株式取得がある。対象会社が未上場のケースでは、株主から全株式を取得することで、経営統合が完了する。対価は、現金の場合が多い（図表1参照）。

合併は、複数の会社が一体化するもので、1社が存続会社となり、残りの会社が消滅会社となる吸収合併がほとんどである。消滅会社の株主に交付する対価は、存続会社株式が一般的である（図表2参照）。

共同持株会社化の代表的な例として、共同株式移転がある。株式移転にあたり、株主は、当該会社の株式を持株会社に拠出し、その対価として、持株会社株式を受け取ることになる（図表3

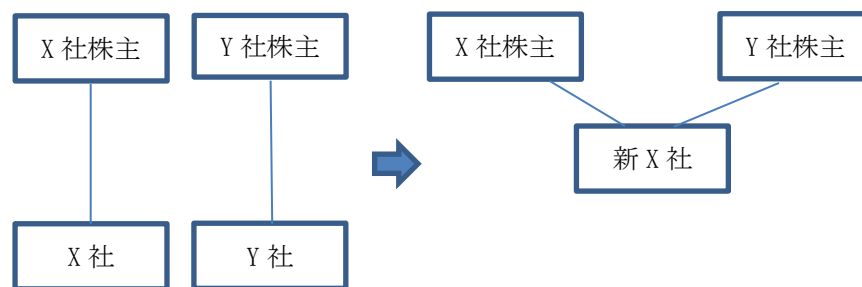
参照)。

(図表 1) 株式取得



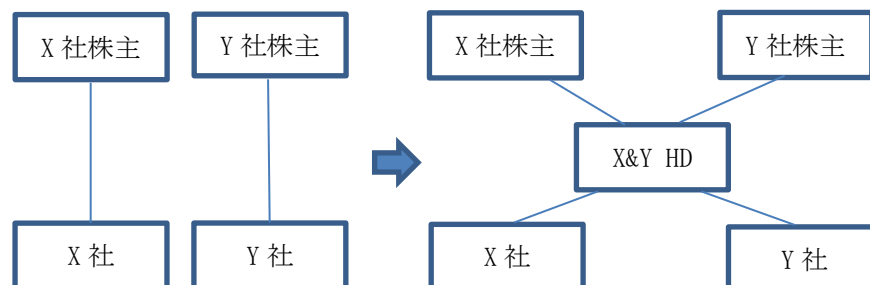
出所：大和総研作成

(図表 2) 合併



出所：大和総研作成

(図表 3) 共同株式移転



出所：大和総研作成

株式取得は現金対価が一般的であるものの、煩雑な手続きは不要である。一方、合併や共同株式移転は組織再編行為となることから、会社法上の手続きに則る必要があるものの、株式対価と

すれば現金は不要である。

合併は一つの会社になるのに対し、共同株式移転は、従来の会社を残したまま新たに持株会社ができるという点が大きく異なる。合併や共同株式移転を実施する場合、「対等の精神」を謳うケースが多いものの、合併の場合、吸収合併スキームの採用や会社名を一方に寄せるケースが多いこと等から、当事者が「対等」と認識しづらいケースが多いようである。

共同株式移転の場合、従来の事業会社が存続し、新たな持株会社の下に並列となること、会社名も双方の商号を活かしたケースが多いことから、当事者からすると、「対等の精神」を実感しやすいのではないだろうか。最終的に、持株会社と2事業会社との3社合併を行う場合であっても、まずは共同株式移転スキームを取るケースも多いと聞く。

## 2. 経営統合のための持株会社化の事例

### (1) リョーサン菱洋ホールディングス

2023年5月15日に、半導体商社大手の菱洋エレクトロニクスとリョーサンが、経営統合に関する基本合意書を締結したと発表した。同日及び2023年10月16日付プレスリリースによると、2024年4月1日に共同株式移転により、リョーサン菱洋ホールディングスを設立し、傘下に菱洋エレクトロニクスとリョーサンを置く。

2023年10月16日付プレスリリースには、「…持続的な企業価値の向上及び全てのステークホルダーへの一層の貢献を果たすためには、強固な経営基盤の確立のみならず、両社各々の強みの融合により個社の成長限界を打破し、バリューチェーン全体への価値向上の追求が必要であるとの認識で一致し、共同持株会社の設立による本経営統合について最終的な合意に至りました。」とあり、以下の三つの取り組みを挙げている。

「(i) 両社の経営資産を掛け合わせた“量”の拡大」

「(ii) 新たな価値の創出による“質”の向上」

「(iii) (i)～(ii)を支える最適な仕組み作りと企業風土の醸成」

2023年12月に、両社とも株式移転計画承認の臨時株主総会を行っており、プレスリリース公表から1年以内に持株会社化を実施するという組織再編となった。

### (2) タスキホールディングス

2023年11月16日に、新築投資用マンションのタスキと、不動産を中心とする資産運用型の新日本建物が、共同株式移転により持株会社体制に移行すると公表した。2024年4月1日を効力発生日として、タスキホールディングスを設立した。

2023年11月16日付プレスリリースには、「…新日本建物及びタスキは、両社での経営統合の検討を通じ、両社がそれぞれの強みと課題を補完する関係性であり、両社が保持する強みを用いることにより、東京23区を中心とする営業基盤において両社の仕入・販売力を強化することで、市場環境の変化に柔軟に対応し、更なる成長ができるよう経営基盤を整え、安定的な収益の確保、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することができるとの共通認識を持つに至り、新日本建物とタスキにより共同持株会社を設立することで、経営統合を行うことを決定いたしました。」とあり、以下の四つの目的の相乗効果を掲げている。

「① 不動産価値流通におけるネットワーク・ノウハウの相互活用」

「② SaaS型不動産仕入・開発支援サービス「TASUKI TECH」サービスライン拡大」

「③ リソースの共同利用によるコスト競争力向上」

「④ 人的資本経営の促進」

本事例は、プレスリリースを株式移転の1回のみとしていること、臨時株主総会を実施したこと等により、公表から半年以内の経営統合となった（なお、タスキは2023年12月5日に、経営統合についての質問への回答を発表している）。

タスキは東証グロース、新日本建物は東証スタンダードに上場していたが、持株会社は東証グロースに上場することになった。プレスリリース・補足説明資料等によると、経営統合によりプ

タイム市場上場基準を満たすこととなるため、早期の市場変更を目指しているとのことである。

### (3) ジーエルテクノホールディングス

2024年2月9日に、分析装置・消耗品メーカーのジーエルサイエンスと、半導体向け石英部品大手のテクノオーツ（ジーエルサイエンスの上場子会社）が、経営統合に関する基本合意書の締結を発表した。2024年10月1日に共同株式移転の方式により、両社の完全親会社となる持株会社（ジーエルテクノホールディングス）を設立した。

2024年5月10日付プレスリリースには、「…多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノオーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。」とあり、下記の施策・効果を上げている。

- 「① グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉」
- 「② 管理機能の集約等による経営効率の向上」
- 「③ 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化」

## 3. 共同株式移転を行う場合の留意点

経営統合の一般的なスキームである株式取得は、買い手と売り手の力関係がはっきりしているため、買収対象となった会社の従業員等からは、反発を招くことがある。また、複数の会社が1社になる合併の場合、買収対象となった会社の従業員は新しい環境に適応する必要が出てくる。共同株式移転による経営統合においては、買収対象会社はそのまま存続し、会社の商号・役員・従業員も変更する必要がない。また、「対等の精神」で経営統合した場合、どちらの事業会社も持株会社傘下では同格と位置付けられ、両社の役員・従業員から受け入れられやすい。共同株式移転により3社体制となった後、効率化を志向するのであれば、合併も可能である。

このように、共同株式移転による持株会社化はメリットが多く、多くの企業の経営統合に活用されてきた。しかし、共同株式移転を行う上での留意点もある。

一つ目は、2社が上場会社であった場合、いずれも上場廃止となり、持株会社がテクニカル上場することになる。二つ目は、米国株主がいる場合、米国SEC基準に則した対応が必要となることである（ただし、合併・株式交換の場合にも必要となる場合がある）。米国SEC基準の詳細は割愛するが、場合によっては、多額のコストや期間が必要となる可能性がある。

共同株式移転のような組織再編行為は、法定書類の作成や税務の確認など、通常の株式取得に比べ、難易度が高い。また、M&Aと同様に価値算定（統合比率）の検討が必要であり、PMI (Post Merger Integration) にも気を配る必要がある。こういったことを検討するにあたっては、法律・会計・税務の専門家に加え、専門的知見・経験を有するFA (Financial Adviser) が大いに力になる。大和総研は、共同株式移転を含む多くのFA業務の実績を有しており、今後とも、企業の成長につながるM&A（経営統合）の推進に貢献できれば幸いである。

—以上—